

福祉関係団体等活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉の増進及び福祉関係団体の育成と活動の推進を図るため、富谷市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が福祉関係団体に対して行う当該事業に要する経費の補助（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 第1条に定める補助金の交付対象となる福祉関係団体は、次のとおりとする。

- 1 富谷市遺族会
- 2 富谷市母子福祉会
- 3 富谷市手をつなぐ育成会
- 4 富谷市精神障害者家族会
- 5 富谷市身体障害者福祉協会
- 6 富谷市老人クラブ連合会
- 7 ゆとりすとクラブサロン
- 8 街かどカフェ
- 9 富谷市内小・中・高校（福祉教育推進校）
- 10 地域福祉活動団体

(交付対象経費等)

第3条 補助金の対象となる経費及び額については別表1のとおりとする。

(交付申請)

第4条 交付対象となる福祉関係団体は、会長が定める日までに下記の書類を添えて申請しなければならない。（様式1）

- 1 事業計画書
- 2 事業予算書
- 2 前条の添付書類（名簿・会則等含む）は、当該福祉関係団体の総会資料をもって替えることができるものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 会長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請にかかる内容を審査の上、補助金の交付の決定をするものとする。（様式2）

2 会長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付申請をした福祉関係団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、前払いにより交付することができるものとする。(様式3)

(事業の変更及び中止、廃止)

第7条 補助金等の交付決定を受けた福祉関係団体は、事業の内容及び経費の配分について変更が生じたとき及び中止又は廃止の場合は、会長の承認を受けなければならない。(様式4)

(状況報告)

第8条 会長は、この補助事業について必要があると認めたときは、補助金等の交付決定を受けた福祉関係団体に対し状況の報告を求めることができる。(様式5)

(実績報告)

第9条 補助金等の交付を受けた福祉関係団体は、事業完了の日から90日以内に次の書類を添えて会長に報告しなければならない。(様式6)

- 1 事業報告書
 - 2 決算報告書
- 2 前条の添付書類は、当該福祉関係団体の総会資料をもって替えることができるものとする。

(補助金の返還)

第10条 補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、補助金の全部または一部を返還させるものとする。

- 1 事業を中止又は廃止したとき
- 2 詐欺、その他不正行為により補助金の交付を受けたとき
- 3 要綱の趣旨に反するとき

(補助金等の確定)

第11条 会長は、実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査の上、補助金の額を確定するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年8月1日から施行し、平成13年度の予算にかかる補助金等から適用する。
- 2 この改正要綱は、平成14年8月1日から施行し、平成14年度の予算にかかる補助金等から適用する。
- 3 この改正要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度の予算にかかる補助金等から適用する。
- 4 この改正要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の予算にかかる補助金等から適用する。
- 5 この改正要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の予算にかかる補助金等から適用する。
- 6 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算にかかる補助金等から適用する。

別表1(第3条 交付対象経費等)		対象経費	補助金額	備考 (市補助率等)
団体名				
1	富谷市遺族会		160,000円	2分の1
2	富谷市母子福祉会		70,000円	2分の1
3	富谷市手をつなぐ育成会	会の周知啓発活動及び会員相互の親睦や研修等の活動	50,000円	2分の1
4	富谷市精神障害者家族会		40,000円	2分の1
5	富谷市身体障害者福祉協会		100,000円	2分の1
6	富谷市老人クラブ連合会	老人クラブの周知啓発活動や各地域の高齢者(老人クラブ)の親睦・交流活動	連合会 20,000円 単位クラブ20,000円×団体数	社協単独
7	ゆとりすとクラブサロン	富谷市ゆとりすとクラブ・サロン事業実施要綱に基づく事業	1団体 1,000円×会員数	3分の2
8	街かどカフェ	富谷市街かどカフェ事業実施要綱に基づく事業	1団体 80,000円	2分の1
9	富谷市内小・中・高校	福祉教育推進活動	1校 30,000円	社協単独
10	地域福祉活動団体	富谷市ボランティアセンターに地域福祉活動団体として登録している団体で、かつ、年6回以上市内で活動する、会員5人以上の団体(半数以上が富谷市民であること)が行う地域福祉活動	1団体 10,000円+500円×会員数 20,000円上限	2分の1